

第1回

自治基本条例づくり講演会 & 懇談会

「自治基本条例とは！」

日時 平成20年5月29日(木) 午後7時から8時45分

場所 三郷市鷹野文化センター会議室

講師 松下啓一 先生

(プロフィール)

相模女子大学教授(前大阪国際大学教授)。ひらかた市民活動支援センター副理事長。現代自治体論(まちづくり、NPO・協働論、政策法務)。26年間の横浜市職員時代には、総務・環境・都市計画・経済・水道などの各部局で調査・企画を担当。ことに市民と協働で行ったリサイクル条例策定の経験が、公共主体としてのNPOへの関心につながる。著書は『自治基本条例の作り方』(ぎょうせい)、『協働社会をつくる条例』(ぎょうせい)、『新しい公共と自治体』(信山社)、『市民活動のため自治体入門』(大阪ボランティア協会)、『政策法務のレッスン』(イマジン出版)など。

自治基本条例とは何か？

1 自治基本条例の定義

自治体の憲法？

2 ．なぜ自治基本条例をつくるのか - これによって内容や制定手続が違ってくる

(1) 自治体はどうなっていくのか

・地方分権

・人口減少

(2) 自治体はどう生き残るのか

・いくつかの方法

・市民自治と市民協働

3 ．自治基本条例はいらない？

* 必要性をめぐる諸論点

地方自治法があるのだから

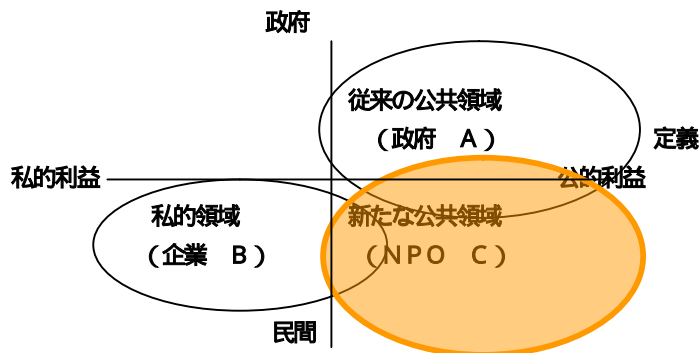
基本構想があるではないか

市民憲章があるではないか

簡単な条文でもいいのではないか

条例でなくてもいいのでは = 法規範であることの意味

4 ．自治基本条例の内容



新しい公共の適用領域
公共領域・担い手の広がり
・自治体の領域の減少
・公共領域の広がり
公共セクター間関係
・協働の意味
・一緒にやらない協働
公共ルールの再構築 = 内容
・旧い公共の市民化
・新しい公共の公共化

5 ．自治基本条例のつくり方

3つの原則

10のポイント

* 詳しくは、拙著『自治基本条例のつくり方』(ぎょうせい 2007年)を参照してください。

メ

自治基本条例(案)を一緒に作りましょう!

お知らせ どなたでもご参加いただけます!

「第2回自治基本条例づくり講演会&懇談会」

日時 平成20年5月31日(土) 午前10時から11時45分

場所 三郷市文化会館大会議室

講師 谷本有美子 先生 (千葉大学講師)

「自治基本条例づくりワークショップ」

今年、7月と秋に開催を予定しています。詳細な日程は、市の広報紙やホームページでお知らせします。

「(仮称)自治基本条例づくりPRコーナー」

今後、市役所内に自治基本条例づくりの取り組みを紹介するPRコーナーを設置することを検討しています。



《問い合わせ・申し込み》 三郷市役所 企画調整課

担当 須賀・日暮

. 048 - 953 - 1111 内線5532

Fax. 048 - 953 - 1169
